

第33回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

1 日 時 令和3年11月29日(月) 午後2時から午後3時50分まで

2 場 所 秋田市役所6階6-A会議室

- 3 次 第
- 1 開会
 - 2 あいさつ(秋田市景観形成専門部会長)
 - 3 議事(議案第1号)
景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
 - 議事(議案第2号)
秋田市景観計画の一部改訂についての調査および審議
 - 4 その他報告事項
景観マップ2008の見直し作業の進捗報告について
 - 5 閉会

4 出席委員

鎌田 光明	委員	
片山 保	委員	
奈良 美絵	委員	
根田 絵美子	委員	
相場 麻希子	委員	
木越 養一	委員	(代理出席者 佐々木 博臣)
半田 和彦	委員	
葛西 誠	委員	
澤田 享	審議会長	以上9名

5 欠席委員

石山 友美	委員	
瓜田 智哉	委員	以上2名

6 事務局

藤田都市計画課長	
菅生副参事	
中村主席主査	
佐藤技師	以上4名

司会 本日の会議は、半数以上の委員が出席しているため、秋田市景観形成専門部会設置規定第3条第2項の規定により、本会議は成立していることを報告する。
なお、木越委員の代理として東北地方整備局秋田河川国道事務所工務第二課長の佐々木博臣氏が出席している。
また、今回は澤田享審議会議長がオブザーバーとして参加している。

議事録署名委員の選出

司会 はじめに、議事録署名委員2名の指名をお願いします。

部会長 議事録署名委員2名については、根田委員と葛西委員をお願いします。

根田委員 ～了承～

葛西委員 ～了承～

3 議事

(議案第1号) 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 (議案第1号)について説明

部会長 対象となる物件は、昨年度90万円の補助金交付を受けているが、補助金の限度額と今回の210万円の関係性をもう一度説明願う。

事務局 今回の対象物件は本体の改修に該当するため、補助金の限度額は300万円となる。外観修景や景観の阻害要件の解消に対しては200万円、実施設計に対しては50万円が補助金の限度額となる。

項目毎に申請が出来ることから、補助限度額は合わせて550万円となる。

部会長 本体の補助限度額が300万円であり、昨年度90万円交付していることから、今年度は残り210万円の補助額になるということか。

事務局 そうである。

委員 見積金額が530万円とあるが、妥当性はどのようにチェックしたのか。

事務局 相見積もりを他の業者から聴取し、その妥当性について確認している。

委員 旧川口家は何をやっていた家なのか。

事務局 醤油と味噌の醸造業に始まり、その後質屋を営んでいた。明治37年から三等郵便局となり、その後、昭和38年から書店を経営していた。

委員 居住者がその都度変わったのか。ずっと川口氏がそのような生業をして、今の所有者に変わったということか。

事務局 川口氏が居住していたが、近年、現在の所有者に変わったもの。

委員 今の所有者である岸氏は、改修後に公開する予定があるのか。

事務局 今のところ、公開する予定はない。

委員 古い建造物を町なみや昔の風情に合わせて改修するというだけなのか。

部会長 補助金の目的は、あくまでも景観・修景に配慮した建築物の正面を中心とした改修であり、そこが重要だと考えている。
その後の使い方については、オーナーの考えもあると思う。

委員 公共のためというよりは、町全体の外観等の印象を良くするということなのか。新屋地区がこれだけ建造物が点在し、補助金を活用しているのにもったいない気がする。学問や観光など、なんらかの形で利活用して欲しい。

部会長 歴史的な建造物の改修が連続して行われ景観修景がなされると、まちや通りの価値があがることや人を呼び込むことに繋がる。補助金を活用した建造物が有効に使われることは理想である。
現在、岸宅では公立美大の生徒を呼んで、ワークショップを開催し、建物内部を公開していることを聞いている。

委員 補助金活用のプレートは設置するのか。

事務局 設置についての承諾は得ているので、できるだけ通りから見える場所に設置をお願いします。

委員 北海道の小樽では、歴史的建造物の前には、補助金を活用した説明文が掲示しており、誰でも知ることができる。
今回の対象物件においても、これだけ補助金を活用しているのであれば、地域のレベルアップにも繋がるので、できるだけ見える位置に設置して欲しい。

委員 補助金の活用による効果を、市民の意見や客の入れ込み数などで定量化し、検

証できればいいのではないか。

また、昨年度2階の改修、今年度1階の改修となっているが、2カ年に分けたのは申請者の都合によるものなのか。

事務局

過去に補助金を活用して改修した建造物とその通りについて、改修前と改修後の市民の意識調査は実施しており、この通りについても実施を検討したい。

また、当初1カ年で改修する予定であったが、所有者の都合により2カ年に分けて改修することになったもの。

部会長

全国の自治体で歴史的建造物に対しての補助金を実施しているが、それに対してビフォーアフターで検証している自治体はほとんどない。

その中で、秋田市は調査を続けているので、どのような効果があるのか引き続き調査したいと考えている。

委員

補助金の額が10年間で550万円とあるが、有効期間は要綱が策定された平成23年度から10年間になるのか。

事務局

補助金の交付を受けてから10年間ということであり、策定されてから10年間ではない。

審議会長

補助金を活用した建造物の有効利用について補足する。登録有形文化財については、文化庁から活用計画を策定するように強く指導を受けている。

今回の審議物件である岸宅へは、公立美大の生徒により活用されているようだが、一般の方にも解放するように働きかけている。

私案ではあるが、登録有形文化財と合わせて周辺の歴史的建造物についても年1回程度解放できれば、有効活用につながるものと思う。

部会長

この新屋表町通りで申請の可能性のある物件はあるか。

事務局

大彦商店と渡邊幸四郎邸で下協議を進めている。

部会長

立面図等に実際の改修内容が記載されているが、このような内容で工事を進めることに対して意見はないか。

委員

地元の業者による施工になると思うが、文化財の補修や復元が出来るということか。

部会長

文化財の復元という訳ではなく、景観上重要な建造物に対して、現在の工法で周辺に調和するように改修し、通りを修景するもの。

機能的なものも含めて、現代の建築に適合したものになる。

委員 使用する道具、材料、金属などは、今風であって昔風ではなく、景観上保っているが、部分的には新しいもので改修するということか。

部会長 そうである。

委員 現在、天徳寺の本堂について解体修理を行っているが、その中でも鉄筋を入れたり、ベタ基礎で修復している。
完全に古いもので再建するということは無理だと思うが、地元の業者のレベルアップのためにも安易に修復するのではなく、なるべく古いものを残しながら、試行錯誤しながらやっていただきたい。
増田の蔵のように、年に一度でも公開されることにより、多くの人目に触れることが、新屋表町の理想的な状態であると思っているので、ケバケバしい材料等は使用しないで欲しい。
また、今回は復元しないものと理解しているが、旧川口家の明治時代の写真を見ると屋根に防火用水が鎮座している。古いものをどこか残しながら改修することを考えて欲しいと思う。旧金子家住宅では、防火用水は復元されている。

部会長 澤田オブザーバーから意見ないか。

審議会長 文化財を修復できる技術者は乏しい状況にある。
今回の審査対象物件は、天徳寺に比べると軽微な改修になるが、文化財を修復する技術者と今回携わる業者では技術の差があることは否めない。
しかし、修景を考えた改修であれば、完全な復元でなくても問題ないものと捉えている。

部会長 委員の発言のとおり、古いものを残しつつ改修するのが望ましい姿だと思う。しかし、補助要綱では、文化財保護法により指定、仮指定されていないものという要件がある。
文化財として指定され、価値のあるものについては、昔の技法により復元する必要があると思うが、審査対象物件は、文化財的価値をまだ有していない歴史的建造物として市が補助するものである。
現状では、事業の趣旨上、当時の技法や同じ材料などにより改修するのは困難であるが、できればそうして欲しいという思いはある。
他に意見はないか。

各委員 ～なし～

部会長 対象となる歴史的建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象行為の基準に適合するということよろしいか。

各委員 ～異議なし～

部会長 各委員から異議なしということで、事前協議の建造物は承認とする。
承認された「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について
は、その旨を審議会会長に書面にて報告する。

3 議事
(議案第2号) 秋田市景観計画の一部改訂についての調査および審議

部会長 議案第2号の審議に入る。

事務局 (議案第2号)秋田市景観計画の一部改訂についての調査および審議の関連事項
として、4.(その他報告事項) 景観マップ2008の見直し作業の進捗報告を先
に行う。
4.(その他報告事項) について説明

部会長 特定ができないものを除いては少数意見も採用するという意見があったが、具
体的にどこまで拾い上げているのか。

事務局 応募のあった全ての景観資源に対し現地確認を実施し、1票であっても素晴ら
しい景観であることが認められれば掲載することとした。
しかし、場所や対象が絞り込めないものに対しては、掲載を見送ることとし
た。

部会長 基本的には、1票でも現地での景観が確認できれば掲載するということか。

事務局 そうである。

部会長 更新の Spann や今更新する理由は何か

事務局 10年以上経過したため掲載画像が古くなったことや、上位計画である第7次
秋田市総合都市計画が改訂され、景観形成の方針が示されたことから、更新する
タイミングと判断した。
スケジュール的には、専門部会の中で来年2月を目途にお示しし、3月末まで
に公表したいと考えている。

委員 蛇腹折りで見やすくなる景観マップとともに、WEB版で見られるように検討
すると事前説明で聞いているが、そのままだと見づらいのではないか。
WEB用にレイアウトを工夫すべきではないだろうか。

事務局 WEB版では全体と4分割のPDFを掲載できればと考えている。様々なサイトを参考にしながら見やすさを追求したいと考えている。

委員 西部地区の新たに載せたい景観に、国の事業で整備した下浜サンセットロードに多くの意見が集まり感謝している。
載っている画像は夕日の写真であるが、寒風山や南方に鳥海山も見えることもあり、見栄えのいい景色が広がっている。パノラマ的な画像を掲載するのもいいのではないかと。可能であれば掲載する画像を工夫してもらえればと思う。

事務局 パノラマ的な画像の掲載について検討したい。

委員 太平山は、秋田市のシンボリックなものである。
色々な地区から見える魅力ある太平山を掲載してはどうだろうか。

事務局 掲載に向けて検討したい。

部会長 どこから見える太平山が素晴らしいのか、ご提案いただければありがたい。

委員 秋田城跡ボランティアガイドをしている。令和4年度に連絡橋も完成することから、歴史資料館から画像の提供を受けてみてはどうか。
秋田城跡には年間7万人来場するが、秋田市民はそのうち3万人である。
秋田市の人口の約1割しか案内できていない状況であるので、もっとPRしたい。

事務局 画像提供については、関係課所室へ相談する。

委員 景観マップの課題は、どれだけ多くの人に見てもらえるかという点である。
いろいろな観光地に行くと、観光案内所に似たようなマップが置かれている。
また、今回の景観マップは大量印刷をかけて多くの市民に配布すべきと考えている。以前、文化財マップを友人に渡したら、マップの完成度に感動していた。しかし、その存在や入手方法も知らないようであった。
マップの効果が最大限発揮できる工夫と多くの市民の目に留まるように、配布場所等について検討していただきたい。

事務局 アンケートの結果でも景観マップの存在を知らない市民が多いことが分かる。
新しいマップについての周知や広報については、力を入れてやっていきたい。

部会長 これまでよりも増刷するのか。

事務局	意見募集に協力頂いた関係機関と公的機関への配布を考えている。
部会長	WEB版での広報も合わせて、周知に取り組んでもらいたい。
委員	ネットで見られるようにすべきという提案の本意は、特に意識せずに地図として利用し、そこに景観の要素が取り込まれているという思いである。 また、市民参加型の景観イベントを開催してみてもどうか。例えば、場所や時間帯により見える素晴らしい景観をいくつか紹介しながら巡るような景観を市民と共有できる仕組み作りがあってもいいのではないだろうか。
事務局	検討させていただく。
部会長	これまでの景観マップにおける行政の立ち位置は、作成したものを公開するだけというものであったが、これからはワークショップや市民参加というもので、景観に対する市民の意識を高めていくことが重要であると思う。 そのような機会を設けることは難しいと思うが、例えば「景観資源発掘まち歩き」イベントなど、関係課所室との調整もあると思うが実現して頂きたい。 他に意見はないか。
各委員	～なし～
部会長	景観マップ2008について、今回の意見を踏まえて見直しを進めるということによろしいか。
各委員	～異議なし～
部会長	議案第2号の審議に入る。
事務局	(議案第2号)について説明
部会長	秋田市の景観に対する取り組みの成果により、市民の意識は良好だということが理解できたと思うが、一方で、景観への関心が少し減少している。 これは、2004年の景観法の施行により、景観に対する関心が高まっていた時期に秋田市で景観計画が策定されたという背景が要因と思われる。 それから10年以上が経過したことから、再度、市民の方々には景観計画を認知していただきたい。今、説明された景観計画一部改訂については、議論が大きくなるため、本日は、確認事項や大きな意見や質問等をしていただき、後日、意見書による提出としたい。 各委員へは景観計画一部改訂(原案)を配布したのか。

事務局	<p>現行の秋田市景観計画と秋田市景観計画一部改訂（原案）を配布している。現行の景観計画から追記改訂した部分を朱書きとしたものが、一部改訂となる。</p>
部会長	<p>先ほどの景観マップの見直しに伴い、新たな景観資源を景観計画の一部改訂に組み込むという説明があったが、プロセスを教えて欲しい。</p>
事務局	<p>原案の26ページ、中央地区の28番秋田駅西口広場が新しく掲載する地区別の景観資源となる。地区別の得票率が多かったため掲載したいと考えている。</p> <p>また、西部地区の下浜サンセットロードも新しく掲載する地区別の景観資源となる。これら二つの景観資源は、地区別の得票率が25%を超えている。</p> <p>中央地区のメインである千秋公園や西部地区のメインである大森山公園の地区別得票率はともに25%程度であり、同等、もしくはそれ以上の地区別得票率であることから、景観計画に掲載することとした。</p>
部会長	<p>事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>景観計画一部改訂（原案）に意見がある方は、12月10日を目途に意見書を事務局に提出していただきたい。</p>
各委員	<p>～了～</p>
部会長	<p>委員の理解を深めるために、景観計画が策定された理由、景観計画区域、景観計画地区などの定義についての説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>秋田市景観計画では、行政区域を景観計画区域としている。</p> <p>歴史的建造物が点在し、地域住民とルールを決めてまちづくりに取り組んでいく区域を景観地区、秋田市の条例では、景観まちづくり地区として定めている。</p> <p>現在、秋田市では一定の地域でルールを定めている所はなく、秋田市全域で同じ景観形成基準として規制をしている。</p>
部会長	<p>現状では、特別な規制地域がないことを理解した。</p> <p>そのような地域がないことは、秋田市にとって良いことなのか、悪いことなのか、景観形成専門部会で議論していければと思う。</p> <p>先ほど、市民協働によるまちづくりについて説明があったが、市民の景観まちづくりの展開について、説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>市民によるまちづくりで具体的な活動は、6ページ、市民による景観まちづくりの展開の中で、新屋表町通りについて記載している。</p> <p>議案第1号で審議対象となった岸家もこの通りに面している。登録文化財や歴史的建造物が点在し、NPO法人新屋参画屋や公立美大の生徒によるまちづくり</p>

ワークショップなどが開催されるなど、積極的なまちづくりが展開されている。

地元の熱意が景観まちづくりにつながるように行政から働きかけを行い、景観まちづくり地区の指定などについて、住民の理解を得ながら進めて行きたいと思う。

8 ページでは、草生津川流域のコスモスロード実行委員会の取り組みについて記載した。

景観マップ見直しの意見募集では、中央地区の好きな景観で高い得票率を得ており、市民の方々に愛されていることが分かる。

コスモスロード祭りは、当初、景観まちづくり活動助成金を活用していたが、現在は、助成を受けずに活動しており、自主的な活動として定着しているものである。

このようなまちづくり団体は、近年増加しており、活動を下支えする助成金制度は引き続き、行っていきたいと考えている。

部会長 景観計画一部改訂に対する意見書様式の入手方法について再度、事務局から説明をお願いします。

事務局 各委員のメールに意見書ファイルを添付して送信するので、意見があれば返送していただきたい。メールがなければFAXによる回答でもかまわない。

部会長 秋田市景観計画一部改訂に対しては、時間をかけて読んでいただき、分からないことがあれば事務局か私に問い合わせいただきたい。

事務局 12月10日迄に提出された意見の対応については、事務局で検討させていただき、鎌田部会長へ提示し、その結果を委員の方々に報告するという形で進め、その上で、パブリックコメントを実施したい。

部会長 パブリックコメントはいつからなのか。

事務局 令和4年1月21日から2月10日を予定している。

部会長 委員から寄せられた意見に対する事務局の対応について、確認させていただく。その対応結果を委員へ報告した後、パブリックコメントへ進むということで、各委員の皆様はご理解いただきたい。本日の審議全体を通して意見等ないか。

各委員 ~なし~

部会長 景観計画一部改訂については、このまま作業を進めることを承認する。議事については、以上となるため、会議の進行を事務局へお返しする。

事務局

これをもって本日の景観形成専門部会を終了する。